

容器保安規則の一部を改正する省令案等に対する
意見公募の結果について

令和5年12月21日
経 済 産 業 省
産 業 保 安 グ ル ー プ
高 圧 ガ ス 保 安 室

令和5年10月6日（金）～令和5年11月4日（土）にかけて、容器保安規則の一部を改正する省令案等に対する意見公募を行いました。その結果につきましては、以下のとおりです。

1. 実施期間等

- （1）募集期間：令和5年10月6日（金）～令和5年11月4日（土）
- （2）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載、窓口配布
- （3）意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送、電子メール

2. 御意見の総数

2件※

3. 提出された御意見及びそれに対する考え方

紙のとおり

4. お問い合わせ先

経済産業省 産業保安グループ 高圧ガス保安室
電話番号：03-3501-1706

※意見提出件数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	「容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示」第三十一条第4項第3号及び第4号二及び「国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示」第五十六条第1項第3号及び第4号ホにおいて、「同等以上の効果を有するもの」とあるが、今後それらの具体的な内容が示される予定があるか。具体的な内容が示されないのであれば、「効果」という言葉の意図するところが曖昧であり、容器検査所の登録に係る審査において混乱を生じる恐れがあるため、「同等以上の性能」とするなど、日本産業規格と比較してその精度等が担保できる表記とするべきではないか。	御指摘の部分について、現状の規定内容でも意味するところは明らかであるため、原案どおりとさせていただきます。
2	表題は「容器保安規則の一部を改正する省令案等」とあるが、内容は容器保安規則だけでなく、一般高圧ガス保安規則関係例示基準の充填設備に係る項目の改正も少なくない。表題に「等」とは記載されてはいるが、改正内容を的確に表現しているとは言い難く、改正を見逃してしまう恐れが否定できない。省令案等の改正の際には、内容を的確に表現いただける表題をお願いしたい。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。